

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令の一部を改正する政令案要綱

第一 旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の年齢に係る要件について、一定の教習を修了した者は十九歳以上とし、当該運転者の運転の経験年数に係る要件について、一定の経験を有する者にあつては二年以上、一定の教習を修了した者にあつては一年以上とするものとする事。

(本則関係)

第二 附則

- 一 この政令は、令和四年五月十三日から施行するものとする事。
(附則第一項関係)
- 二 所要の経過措置を定めるものとする事。
(附則第二項関係)